

令和3年7月16日

各社会教育施設長 殿

生涯学習部長

「神奈川版緊急事態宣言」の発出に伴う県立社会教育施設
の対応について（通知）

このことについて、令和3年7月9日付け生涯学習課長通知により、まん延防止等重点措置期間中の県立社会教育施設の対応について通知したところですが、本日、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議が開催され、「神奈川版緊急事態宣言」が発出されました。そして、別添のとおり、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」が改定され、7月22日から実施されることになりました。

については、上記方針に基づく県教育委員会の対応として、引き続き8月22日まで、博物館及び美術館については原則休館のもと、事前予約された方に限り入館を可能とし、図書館については閉館時間を19時までとして開館することとします。また、講座等についても、引き続き、事前予約制により実施することとします。

こうした事態を踏まえ施設の運営にあたっては、感染症の拡大防止に最大級の対応を図り、その対策を徹底していただきますよう、よろしくお願いいたします。

問合せ先

生涯学習課

調整グループ 栗原、比留間

電話 045(210)8337(直通)